様式第2号(第4条関係)

小野町指令健第　　号

小野町シルバー人材センター

理事長

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった小野町シルバー人材センター運営事業

補助金については、小野町補助金等の交付等に関する規則(昭和48年小野町規則第

2号)第7条の規定及び小野町シルバー人材センター運営事業補助金の交付に関する

要綱の定めるところにより、下記条件を付して金　　　　　　　円を交付します｡

平成　　年　　月　　日

福島県小野町長

記

　１　補助金を他の用途に使用し、その他法令又はこれに基づく町の指示若しくは命令に違反したときは、補助金等の交付等の全部又は一部を取り消すことがある｡

　２　事業終了後すみやかに実績報告書を提出すること｡

　３　事業の会計経理を明確にしておくこと。